

注意!! 枯れ草焼きなど屋外で物を燃やす行為をする場合

市町村条例により、火災とまぎらわしい煙又は火災を発するおそれのある行為を行う場合、消防署に届出をすることとなっています。

この届出は、草焼きなどの行為を実施する際、その炎や煙を火災と間違えて通報されてもすぐに実施者との確認がとれるように、前もって届出をするものです。

但し、廃棄物を焼却する行為は、廃棄物処理法で禁止されています。

詳しくは消防署までお問い合わせください。



「住宅用火災警報器」完全義務化!!

6月1日から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けとなりました。雲南消防本部が行った普及率調査(5月末調査)では、設置済みが70.2パーセントでした。設置は自己責任ですが、火災からあなたの命、家族の命、財産を守るために、まだ、設置されていないご家庭は一日でも早く設置しましょう。

住宅用火災警報器について、ご不明な点があれば雲南消防本部 予防課(Tel0854-40-0139)にお問い合わせ下さい。



設置済みの方へのお願い!

「いざ」という時、住宅用火災警報器がきちんと作動するように、日頃から点検とお手入れをしておきましょう。

◎点検：警報器についている引きひもを引く、またはボタンを押し、1年に1回以上は作動点検をして下さい。

◎お手入れ：警報器にほこりやクモの巣が付くと、火災の煙を感知しにくくなります。定期的に乾いた布などで拭き掃除をして下さい。

「防火・防災講演会」開催

雲南防火委員会では、5月29日(日)に、「防火・防災講演会」を開催しました。

気象庁松江地方気象台技術課長 堀江安男氏・技術専門官 澤田達也氏を講師にお招きし、「地震、津波及びその対処方法について」と題し、地震及び津波の発生原因をはじめ、身を守るための対応についてご講演いただきました。

折しも、東日本大震災により、日本全体が大規模災害に不安を抱く中、講演を聴講した各防火クラブ・自主防災組織の皆様には、この講演で知り得たことを、必ずや今後地域の防災に活用し、防火・防災の担い手となって、組織の充実強化に努めていただけるものと確信しております。



防火・防災講演会の様子

「防火クラブ・自主防災組織会長会議」開催

雲南防火委員会では、5月29日(日)に、財団法人日本防火協会の共催により「防火クラブ・自主防災組織会長会議」を310人の参加を得て開催しました。

会議では火災概況の説明、住宅用火災警報器の設置促進広報、普及状況の説明等を行いました。

また、日頃の積極的な活動が認められ、6防火クラブが雲南防火委員会会長表彰を受賞されました。

会長表彰受賞クラブ



7区自治会防火クラブ
(雲南市木次町)
飛石防火クラブ
(雲南市大東町)
太田・明石婦人防火クラブ
(雲南市三刀屋町)
深野自治会防火クラブ
(雲南市吉田町)
中丁自治会防火クラブ
(仁多郡奥出雲町)
井戸谷婦人防火クラブ
(飯石郡飯南町)

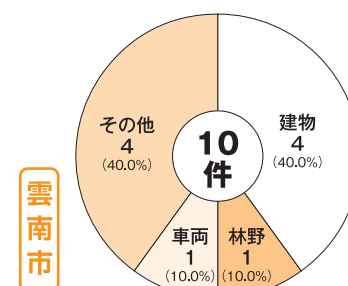
上半期の火災・救急・救助統計

出動件数

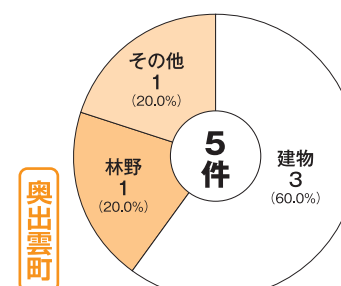
平成23年1月1日
～6月30日

火災出動 17件

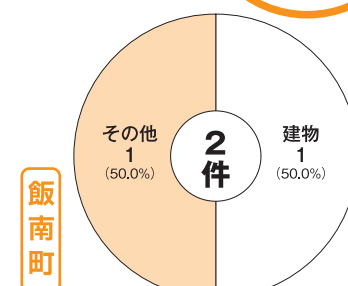
平成22年上半期 10件



雲南市



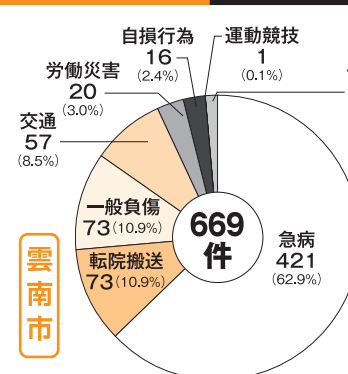
奥出雲町



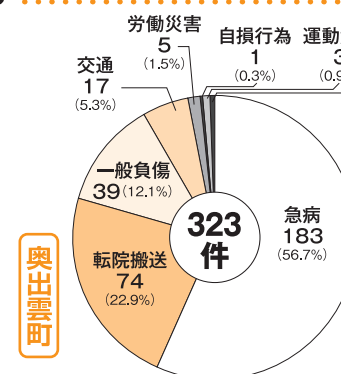
飯南町

救急出場 1,128件

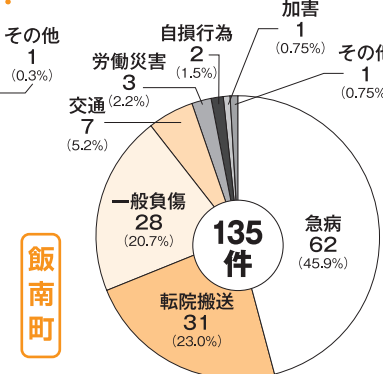
平成22年上半期 993件



雲南市



奥出雲町

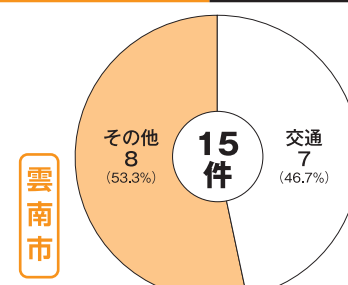


飯南町

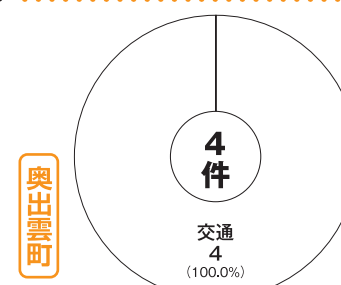
※この他、安来市広瀬町1件出場

救助出動 21件

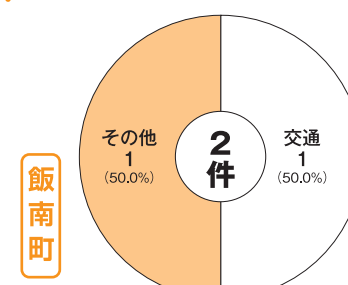
平成22年上半期 30件



雲南市



奥出雲町



飯南町

火災が17件発生しました。昨年の同期(10件)と比較すると7件増加となります。また、島根県内では林野火災が多発しており、昨年同期と比較すると約5倍の件数でした。

火災の原因のほとんどはちょっとした不注意や火の不始末によるものです。火災が発生しないために、十分に注意して火を取り扱しましょう。

特に、枯れ草焼きや寄せ焼きなどを行う場合は、右の5つの注意点を厳守しましょう!!



5つの注意点

- 1 強風時や乾燥時にはしない
- 2 消火の準備をする
- 3 燃えやすいものがない場所で行う
- 4 その場を離れない
- 5 完全に火が消えたことを確認する

平成23年度 全国統一防火標語

消したはず 決めつけしないで もう一度

